相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道釧路市緑ケ岡二丁目二七番、最後の住所北海道釧路市緑ケ岡二丁目二七番一八号　被相続人　亡　森竹　信夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月十二日

北海道釧路市柏木町五―三五青木総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　青木　一志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道日高郡新ひだか町静内緑町二丁目四二番地、最後の住所北海道日高郡新ひだか町静内緑町七丁目八番三号　被相続人　亡　坂下　勇

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月十二日

北海道日高郡新ひだか町静内ときわ町二丁目七番二〇号

相続財産管理人　櫻井　裕美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市東区伏古八条四丁目四番、最後の住所札幌市中央区南二条西一〇丁目一〇〇一番地一札幌狸小路市街地住宅一―七〇四号　被相続人　亡　森田　幸一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月十二日

事務所　札幌市中央区北一条西七丁目三番地おおわだビル三階　小畑法律事務所

相続財産管理人　弁護士　西田　昌弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道函館市大手町一三番地、最後の住所北海道函館市中島町三八番一―二〇七号　被相続人　亡　山本　寛子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月十二日

北海道函館市松陰町一九番一七号

相続財産管理人　司法書士　國谷　大輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市豊平区月寒四八一番地、最後の住所札幌市南区澄川三条六丁目三番三―五二二号　被相続人　亡　柴　曉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月十二日

札幌市中央区南一条西一〇丁目四番地南大通ビルアネックス五階　よつば法律事務所

相続財産管理人　弁護士　阿部　泰

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県五所川原市大字藻川字村崎五四六番地、最後の住所青森県つがる市木造若竹一番地三四　被相続人　亡　川浪　淳子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月十二日

青森市長島二丁目一九番一一号　沼田法律事務所

相続財産管理人　弁護士　高木隆之助

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県花巻市石鳥谷町八幡第五地割七三番地二、最後の住所岩手県花巻市石鳥谷町八幡第三地割七五番地六　被相続人　亡　玉山　一男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月十二日

事務所岩手県花巻市花城町一二番六号

相続財産管理人　小山田泰彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県桐生市川内町一丁目一三九番地、最後の住所群馬県桐生市川内町一丁目六番地の一　被相続人　亡　石原　德三

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月十二日

群馬県みどり市笠懸町鹿四五一三―二

相続財産管理人　司法書士　関口　英典

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県柏崎市大字平井一九四〇番地、最後の住所新潟市東区石山三丁目一七番一五号　被相続人　亡　西巻スミエ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月十二日

新潟市中央区美咲町一丁目四番一五号

相続財産管理人　司法書士法人中央グループ　代表者社員　田邊　智得

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県富士市中里四四八番地八、最後の住所静岡県富士市中里四四八番地の八　被相続人　亡　名倉　弘尚

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月十二日

静岡県浜松市中区中央一丁目六番二二号

相続財産管理人　鈴木　重治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県近江八幡市日吉野町六四四番地三五、最後の住所滋賀県彦根市下岡部町四三五番地　被相続人　亡　山内　美德

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月十二日

事務所滋賀県彦根市佐和町三―一五千祥ビル四階生駒法律事務所

相続財産管理人　弁護士　矢田　圭

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府宇治市広野町寺山一五番地、最後の住所京都府宇治市開町三二番地の一五　被相続人　亡　宮西　英子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月十二日

京都市下京区烏丸通七条下ル東塩小路町七三五番地一　京阪京都ビル四階

相続財産管理人　弁護士　山本　直樹

第65期決算公告

平成28年4月26日

東京都調布市富士見町二丁目13番地

株式会社東京現像所

代表取締役社長　矢部　勝

貸借対照表の要旨　（平成28年2月29日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	601,460	流動負債	232,921
固定資産	1,070,121	固定負債	1,870,598
		株主資本	△503,844
		資本金	200,000
		利益剰余金	△703,844
		利益準備金	50,000
		その他利益剰余金	△753,844
		（うち当期純損失）	(67,297)
		評価・換算差額等	71,906
		その他有価証券評価差額金	71,906
資産合計	1,671,581	負債・純資産合計	1,671,581